

会議録

会議の名称	令和4年度第1回茨木市ギャラリー運営委員会	
開催日時	令和4年7月13日(水) 午後6時30分開会・午後8時閉会	
開催場所	茨木市役所南館6階会議室	
委員長	杉野 立一 委員長	
出席者	【委員】 杉野委員長、中濱副委員長、阿部委員、池田委員、 梶原委員、鈴木委員、藤田委員 <以上、7名>	
欠席者	田中委員、吉田委員	【2人】
事務局職員	今西文化振興課長 松本文化振興課長代理兼文化振興係長 高橋川端康成文学館長 澤坂文化振興課職員	【4人】
開催形態	公開	
議題(案件)	1 開会 2 委員長・副委員長選出 3 福祉文化会館ギャラリー審議 4 川端康成文学館ギャラリー審議 5 令和6年度福祉文化会館ギャラリーの運営について 6 令和6年度以降のクリエイトセンターギャラリーの運営について 7 閉会	
配布資料	1 会議次第 2 福祉文化会館ギャラリー展示計画書等 3 川端康成文学館ギャラリー展示計画書 4 議題5、6についての資料	
傍聴人	0人	

議事の経過

発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">1 開会</div> <p>ただいまから、令和4年度第1回茨木市ギャラリー運営委員会を開会する。委員任期の満了に伴い、委員長が不在となっているので、委員長が決定するまで事務局で議事を進行する。</p>
事務局	<p>【会議の成立の確認】</p> <p>ギャラリー運営委員会規則第6条第2項の規定により、委員総数の半数以上の方の出席がないと会議を開くことはできないが、本日は9名中7名の委員が出席で、会議は有効に成立している。</p>
事務局	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">2 委員長・副委員長選出</div> <p>令和4年6月23日から令和6年6月22日までの任期については、引き続き委員就任をお願いし、承認を頂き、辞令はお手元に用意した。なお、今井委員、津田委員、については、辞退の申し出があったため、令和3年6月17日までで委員の任期満了となった。まず、始めに出席の委員、事務局職員を紹介し、次に委員長・副委員長の選出へと移る。</p> <p style="text-align: center;">（委員紹介、事務局職員紹介）</p>
事務局	<p>それでは、委員長・副委員長の選出を行う。茨木市ギャラリー運営委員会規則第5条第1項の規定により、運営委員の互選で委員長、副委員長それぞれ1名の選出をお願いするが、どなたか推薦はあるか。</p>
委員	<p>委員長に杉野委員、副委員長に中濱委員を推薦する。</p>
事務局	<p>委員から委員長に杉野委員、副委員長に中濱委員を、との発言があったが、そのように決定してもよいか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声）</p>

議事の経過

発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>異議なしということで、委員長を杉野委員、副委員長を中濱委員と決定し、この後の議事を委員長にお願いする。</p>
委員長	<p>【会議の公開について】 それでは本日の議事に入る前に、新任の委員もいることから確認のため会議の公開についてお諮りする。この件に関して事務局の説明を求める。</p>
事務局	<p>会議、会議録、会議資料の公開について説明する。本市では、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしている。</p> <p>また、審議に関して提出された書類についても審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧、配布することができ、会議録、会議資料についても公表に努めている。しかしながら、ギャラリー運営委員会の審議については作家個人に関する情報や作家・作品の審議というセンシティブな内容が多いことから、これまでは、会議及び会議資料については非公開、会議録については委員名を伏せて公開としている。</p>
委員長	<p>ただいま事務局から、会議及び会議資料については非公開、会議録については委員名を伏せて公開としていた経緯の説明があった。自由かつ率直な発言を確保するため、これまでと同様の対応で進めるということによろしいか。</p>
各委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
委員長	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3 福祉文化会館ギャラリーの展示計画について</p> <p>それでは、各ギャラリーの展示計画の協議に入る。 まず始めに、福祉文化会館ギャラリーの展示計画の説明を求める。</p>
事務局	<p>【資料1「福祉文化会館ギャラリー展示計画書等」にもとづき説明】</p>
委員	<p>2ヶ月連続での展示希望の申請があるが、会期の途中で展示内容は変わる予定なのか。また、展示会期の期間の上限や、同一の申請者による複数回の展示可否について規定はあるのか。</p>
事務局	<p>当該申請について、会期中の作品入れ替えがあるかどうかは、申請時の資料からは把握できない。</p>

議事の経過

発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>また、展示会期については、「茨木市民ギャラリー運営要綱 第6」に、「ギャラリーの使用期間は、1回につき3か月を超えない範囲で市長が定める範囲とする」との規定がある。なお、同一の方が、1年間で2回以上展示されることについて、妨げるような規定はない。</p>
委員	<p>当ギャラリーの展示は基本的に1ヶ月単位で運営されており、展示作品は1か月ごとに入れ替わることが多い。2ヶ月間同じ作品が展示されるのは、鑑賞者の視点から見てあまり望ましいとは言えないと思う。</p> <p>2か月連続作品を展示する際は、1か月ごとに作品を入れかえていただいているかどうか。</p>
委員	<p>事務局から作家の方に、一部の作品でもよいので、展示作品を1か月ごとに入れ変えていただくようにご連絡し、調整をする必要があると思う。</p>
事務局	<p>委員からのご意見のとおり対応する。</p>
委員	<p>現状、空きコマがある状態のため、同一の作家が複数コマ利用することについて問題はないと思う。</p>
委員長	<p>では、福祉文化会館ギャラリーについては、展示計画のとおり許可してよろしいか。</p>
各委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
委員長	<p>福祉文化会館ギャラリーの展示計画どおり許可をする。</p>
	<p>4 川端康成文学館ギャラリー審議</p>
委員長	<p>つぎに、川端康成文学館ギャラリーの展示計画の説明を求める。</p>
事務局	<p>【資料3「川端康成文学館ギャラリー展示計画」にもとづき説明】</p>
委員長	<p>川端康成文学館ギャラリーについては、以上のとおり許可してよろしいか。</p>
各委員	<p>（「異議なし」の声）</p>

議事の経過

発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
委員長	では、川端康成文学館ギャラリーの展示計画どおり許可をする。 以上で、展示計画についての審議は終了する。
委員長	5 令和6年度福祉文化会館ギャラリーの運営について
事務局	次に、令和6年度の福祉文化会館ギャラリーの運営について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料4 「議題5、6についての資料」に基づいて説明】
委員長	各委員から議題5についてなにか意見はあるか。
委員	福祉文化会館の閉館について、ギャラリー利用者への通知はどのように行っているのか。
事務局	今年度申込いただいている方には窓口にてお伝えしており、新規で利用されたい方等への通知は、今後HP・広報誌等で告知予定である。
委員	別件ではあるが、福祉文化会館が閉館ということなら、壁面の破損が理由で禁止していた、福祉文化会館ギャラリーでの押しピン・ガンタッカー等の利用を、許可してもよいのではないか。
事務局	ご指摘いただいた意見に基づき、押しピン・ガンタッカーの利用が可能かどうか検討し、次回の委員会にて報告する。
委員	利用希望の団体数がある程度件数があることが見込まれるため、案2の展示期間を2週間にする対応がよいのではないか。その場合、令和6年度の福祉文化会館ギャラリーの利用希望者に申込受付時に、会期が2週間に変更になったことを説明し、申込数が少ない場合は1か月間展示していただけるように調整する必要があるのではないか。
委員長	委員からの意見があったように、令和6年度の福祉文化会館ギャラリーの運用について、案2を採用してよろしいか。
各委員	(「異議なしの声」)
委員長	では、令和6年度の福祉文化会館ギャラリーの運用について、案2のと

議事の経過

発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	おり、展示期間を2週間に変更し、運用することとする。
委員長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6 令和6年度以降のクリエイトセンターギャラリーの運営について</div> <p>次に、令和6年度のクリエイトセンターギャラリー（市民総合センターギャラリー）の運営について、事務局から説明をお願いします</p>
事務局	【資料4 「議題5、6についての資料」にもとづき説明】
委員長	議題5について各委員から意見はあるか。
委員	本日決めた抽選方法について告知はどのように行うのか、抽選会の当日の告知では混乱を招くのでできる限り事前に、申請者にお伝えする必要があるのではないか。
事務局	抽選会の告知方法・時期については今後検討するが、できる限り事前に対応する予定である。
委員	<p>どの団体から申請があるか不明な点もあるので、告知のタイミングは申請時点が適切かと思う。また、福祉文化会館が閉館したとしても市民総合センターギャラリーに展示場所を移す団体は少ないのではないかと思う。</p> <p>抽選方法については、ギャラリーをできる限り多数の市民に利用していただくという目的に照らし、従来通り、案2のグループを優先し、個展のみ抽選漏れのある方法での抽選が適切かと思う。</p>
委員	抽選方法の告知は、抽選会当日ではなく事前にお伝えする必要があるのではないか。
事務局	ギャラリーの利用申請の際には、個展で申しこまれた方に抽選もれがある可能性を伝え、抽選会当日のトラブルを防ぐ対応をとることを検討する。
委員長	それでは、各委員から意見があったように、令和6年度以降のクリエイトセンターギャラリーの運営について、案2を採用してよろしいか。
各委員	（「異議なしの声」）

議事の経過

発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
委員長	【その他の議題】 その他、各委員から何か意見はあるか。
委員	市民総合センターギャラリーで、一部ガンタッカー・ピン等を使っている団体が見受けられる。使えない旨の周知や、職員の巡回頻度当工夫すべきでないか。
事務局	ルールを守っての利用がなされるよう、対応を検討する。
委員	新施設「おにクル」に、新しいギャラリー・展示スペースはあるのか。
事務局	福祉文化会館ギャラリーのような、いわゆるギャラリーの機能を持ったスペースは入らない。
委員長	そのほか、各委員から意見はあるか。
各委員	(意見なし)
委員長	では、事務局から何かあるか
事務局	市のイベントで、福祉文化会館の1階のスペースに設置物を配置する予定がある。これについて、福祉文化会館ギャラリーの鑑賞の妨げにならないか、委員の意見を伺いたい。
各委員	(特に問題ないのではないかと意見を頂く)
委員長	7 閉会 そのほか、事務局から何か報告はあるか。
事務局	次回の運営委員会は、令和5年1月以降を予定しているが、今後の受付状況に応じて開催時期を調整する。
委員長	それでは、これで本日の運営委員会を終了する。

以上